

令 02 原機（温 H）005
令和 2 年 11 月 13 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村太字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原
理事長 児玉 敏

機構

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の
原子炉施設 [H T T R (高温工学試験研究炉)] に係る
使用前確認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、使用前事業者検査の確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称
及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

別紙 1 に示すとおり。

4. 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号

令和 2 年 10 月 26 日 原規規発第 2010269 号（第 1 回申請）

令和 2 年 9 月 9 日 原規規発第 2009096 号（第 2 回申請）

令和 2 年 10 月 19 日 原規規発第 2010191 号（第 3 回申請）

※設工認の分割申請のうち、第 4 回申請については認可受領後に使用前確認申請書の
変更申請を実施し、内容を追記（変更）する。

5. 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（一号検査＊）

期日 自 令和 3 年 1 月下旬

至 令和 3 年 6 月下旬

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）HTTR 原子炉施設

機能及び性能の確認に係る検査（二号検査＊）

期日 自 令和 2 年 12 月中旬

至 令和 3 年 6 月下旬

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）HTTR 原子炉施設

工事が設工認申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査(三号検査*)

期日 自 令和 3 年 1 月下旬

至 令和 3 年 6 月下旬

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（北地区）HTTR 原子炉施設

*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第三条の二の三第一項
の各号に掲げる検査

6. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

令和 3 年 7 月 31 日

7. 法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項
の規定により届け出たところによる熱出力

約 30MW

8. 最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画

該当なし。

9. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

令和 3 年 7 月 31 日

10. 原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成し
た場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときに
あつては、その使用の期間及び方法

該当なし。

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

①設工認（第1回申請）（原規規発第2010269号）に係る原子炉施設の概要

編	施設区分	設備名称等
第1編	放射線管理施設 屋外管理用の主要な設備 固定モニタリング設備	固定モニタリング設備 サーバイメータ
第2編	その他試験研究用等原子炉の附属施設	安全避難通路等
	その他の主要な事項	避難用照明
	・ その他の設備	設計基準事故が発生した場合に用い る照明
	安全避難通路等	
第3編	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備 警報回路	原子炉建家内 使用済燃料貯蔵設備の警報回路
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料 貯蔵設備 警報回路	使用済燃料貯蔵建家内 使用済燃料貯蔵設備の警報回路

②設工認（第2回申請）（原規規発第2009096号）に係る原子炉施設の概要

編	施設区分	設備名称等
第1編	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 建家・構築物 防火帯	防火帯
第2編	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 排気筒	排気筒
	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 プラント補助設備 補機冷却水設備	補機冷却水設備 冷却塔
	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 プラント補助設備 一般冷却水設備	一般冷却水設備 冷却塔
	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 建家・構築物 原子炉建家	原子炉建家
	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 建家・構築物 使用済燃料貯蔵建家	使用済燃料貯蔵建家
第3編	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 建家・構築物 原子炉建家	原子炉建家
	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 建家・構築物 使用済燃料貯蔵建家	使用済燃料貯蔵建家
第4編	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 その他の設備 避雷針	避雷針

編	施設区分	設備名称等
第5編	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 その他の設備 火災対策機器	<p>火災対策機器 (詳細は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルトレイ障壁材 ・原子炉格納容器内の火災感知器 (煙感知器、熱感知器、煙感知器・熱感知器表示盤) ・火災防護対象機器に係るケーブル ・火災防護対象機器 ・発火性物質及び引火性物質を内包する機器 ・過電流継電器等の保護装置 ・電気設備室系換気空調装置 ・水素ガス滞留防止用可搬型プロア及び防爆型ダクト ・火災感知設備(原子炉建家(原子炉格納容器内を除く。)及び冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家) 火災防護対象機器に係るケーブル ・消火器 ・屋内消火栓 ・二酸化炭素消火設備 ・屋外消火栓 ・火災区域、火災区画 ・ケーブルトレイ ・潤滑油内包機器 ・排煙設備 ・非常用発電機燃料地下タンク 排気用ベント管 ・キャビネット
第6編	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 その他の設備 全交流動力電源喪失時の対応機器	全交流動力電源喪失時の対応機器 (可搬型計器・可搬型発電機等)

③設工認（第3回申請）（原規規発第2010191号）に係る原子炉施設の概要

編	施設区分	設備名称等
一	その他試験研究用等原子炉の附属施設	通信連絡設備等 (詳細は以下のとおり)
	その他の主要な事項	・構内一斉放送設備
	その他の設備	・非常用放送設備 (HTTR)
	通信連絡設備等	・送受話器 (ページング) ・大洗研究所外 通信連絡設備 ・大洗研究所内 通信連絡設備

工事の工程に関する説明書

①4分割申請の全体に係る工事の工程

対象の名称	検査項目	令和2年		令和3年					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全体の工事工程 (4分割申請の全体工程)	一								

②設工認(第1回申請)(原規規発第2010269号)に係る工事の工程

対象の名称	検査項目	令和2年		令和3年					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
固定モニタリング設備のデータ送信システムの多様化	工事工程								
	1号 員数検査							○	
	外観検査							○	○
	疎通検査							○	
	2号 作動検査								○
	性能検査							○	○
	3号 適合性確認検査								○
安全避難通路等	1号 員数検査					○			
	2号 作動検査					○			
	3号 適合性確認検査					○			
使用済燃料貯蔵設備の警報回路	1号 一								
	2号 性能検査					○			
	3号 作動検査					○			
	3号 適合性確認検査					○			

※:品質管理検査(3号)は、工事の状況を踏まえ適切な時期で実施する。

③設工認(第2回申請)(原規規発第2009096号)に係る工事の工程

対象の名称	検査項目	令和2年		令和3年					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
防火帯	工事工程		□						
	1号 外観検査			○					
	寸法検査			○					
	2号 一								
	3号 適合性確認検査			○					
	1号 一								
	2号 一								
	3号 適合性確認検査					○			
	1号 一								
	2号 一								
原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家等の構造(外部火災に対する健全性評価)の評価	3号 適合性確認検査					○			
	1号 一								
	2号 一								
	3号 適合性確認検査								
	1号 一								
	2号 一								
	3号 適合性確認検査								
	1号 据付検査					○			
	2号 性能検査					○			
	3号 適合性確認検査					○			
ケーブルトレイの障壁材	工事工程		□						
	1号 外観検査						○		
	2号 性能検査	○					○		
	3号 適合性確認検査						○		
	1号 外観検査					○			
	2号 据付検査					○			
	3号 品数検査					○			
	2号 作動検査					○			
	性能検査					○			
	3号 適合性確認検査					○			
その他の火災対策機器(消火器、消火栓等)	外観検査					○			
	1号 寸法検査					○			
	材料検査					○			
	員数検査					○			
	2号 作動検査					○			
	性能検査					○			
	3号 適合性確認検査					○			
	1号 品数検査						○		
	2号 作動検査						○		
	3号 適合性確認検査						○		
全交流動力電源喪失時の対応機器(可搬型計器・可搬型発電機等)	1号 品数検査							○	
	2号 作動検査							○	
	3号 適合性確認検査							○	

※:品質管理検査(3号)は、工事の状況を踏まえ適切な時期で実施する。

④設工認(第3回申請)(原規規発第2010191号)に係る工事の工程

対象の名称	検査項目	令和2年		令和3年					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
通信連絡設備等	1号 一								
	2号 品数検査			○					
	性能検査			○					
	3号 適合性確認検査		○						

※:品質管理検査(3号)は、工事の状況を踏まえ適切な時期で実施する。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、以下を実施する。

（1）管理区域等の管理

1) 管理区域等

- ①管理区域ごとの放射線管理として、出入管理、管理区域設備の管理、作業環境の管理、定期的な線量当量率等の測定、廃棄物中の放射性物質の濃度の測定、原子炉施設における放射線作業環境の監視等を行う。
- ②管理区域は、保安規定に定める基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。第1種管理区域のうち、表面密度を保安規定で定める値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- ③管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、保安規定に定める基準に該当しないことを確認した区域について、保安規定に定める措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。
- ④保安規定に定める場合であって、線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、保安規定に定める基準に該当するときは、その状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定する。
- ⑤線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、保安規定で定める値を超える、又は超えるおそれがあると認めるときは、立入制限区域に指定する。
- ⑦保安規定に示すとおり周辺監視区域を設定する。
- ⑧第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、他の区域と区画するとともに、境界に標識を設ける。立入制限区域について、周囲に縄張り等を設けるとともに、立入制限区域である旨の表示をする。保全区域について、標識を設ける等の方法により他の場所と区別する。周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに標識を設ける。

2) 管理区域等の出入管理

- ①管理区域に立ちに入る者の区分は放射線業務従事者及び一時立入者とする。
- ②放射線業務従事者の指定及び解除を行う。指定の申請を行うときは、放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認する。
- ③第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせない等の保安の措置を講ずる。また、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示し、管理区域に立ち入る者に、(1)所定の出入口から出入すること、(2)個人線量計を着用すること、(3)喫煙及び飲食を行わないこと、(4)第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること、(5)第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に保安規定に定める表面密度を超える汚染のないことを確認することを遵守させる。汚染検査において異常が発見された場合は、(1)～(3)⑤により措置す

る。

- ④許可を与えた者以外の者を立入制限区域へ立ち入らせない。
- ⑤低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないと。低レベル区域及び隣接する当該区域以外の第1種管理区域（立入制限区域を除く。）との間の放射線業務従事者及び物品の出入管理について、汚染検査の有無及び方法並びに低レベル区域における保護衣及び保護靴の着用の有無の事項を定める。
- ⑥保全区域について、鍵の管理を行う。
- ⑦周辺監視区域内において人の居住を禁止する。
- ⑧管理区域における喫煙及び飲食を禁止する。
- ⑨第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が保安規定で定める値を超えないようにし、その表面密度が保安規定で定める値を超えていないことを確認する。

3) 管理区域内の作業及び作業管理等

- ①放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について同意を得る。線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る(1)作業場所及び作業期間、(2)作業の内容、(3)必要とする個人線量計及び防護具の着用、(4)線量を低くするための措置、(5)作業に伴う線量を検討し、保安の措置を講ずる。
- ②放射線作業が保安規定に定める基準を超えるおそれがあるときは、放射線作業届を作成し、同意を得る。放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会う。放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、以下の事項について通知する。(1)ポケット線量計等の個人線量計により測定した放射線業務従事者の線量、(2)放射線業務従事者の身体汚染の有無、(3)計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置、(4)作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度
- ③管理区域における線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を保安規定に定めるところにより測定し、管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示する。
- ④管理区域の線量当量率等の測定又は汚染状況の調査において、新たに立入制限区域を設定した場合、放射性物質の漏洩等により一時管理区域を設定する場合、表面密度が保安規定に定める値を超える異常を認めた場合及び放射線作業後の測定で線量当量率等に係る異常を認めた場合には、汚染拡大防止の措置及び放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、関係者に通知する。また、原因を調査させ、その異常が保安規定に規定する非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは関係者に通知する。
- ⑤放射線業務従事者等が、体内汚染、皮膚汚染又はそれらのおそれがあると認めたときは、関係者に通知し、その原因を調査させるとともに、作業場所が汚染した場合については、その汚染の除去を行い、汚染の状況を調査する。
- ⑥運搬することが容易な機器及び保護衣並びに運搬することが困難な機器、床等の放射性汚染の除去を行う。

(2) 被ばく管理

1) 被ばくの防止

- ①職員等に係る線量の管理を行う。放射線業務従事者の線量を、保安規定に定める線量限度を超えないように管理する。
- ②緊急作業に従事する放射線業務従事者を、その作業による線量が保安規定に定める値を超えない範囲において放射線業務従事者を緊急作業に従事させることができる。また、その線量限度を管理する。緊急作業を実施する場合は緊急作業計画を立案する。放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講ずる。緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

2) 線量の評価

- ①ガラス線量計等の個人線量計による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価等を保安規定に定めるところに従い行う。
 - ②保安規定に定めるところに従い、放射線業務従事者の内部被ばくに係る線量を評価する。部長に妊娠を申し出た女子については当該月における内部被ばくに係る線量の評価を行う。
 - ③放射線業務従事者の体内汚染、皮膚汚染又はそのおそれがあると認めた場合には、関係部署に通知する。
 - ④外部被ばく又は内部被ばくの評価を実施した結果、保安規定に定める警戒線量又は線量限度を超えたときは、関係部署に通知し、本人に通知する。
 - ⑤外部被ばく及び内部被ばくの個人線量評価結果を関係部署に通知し、本人に交付する。また、保安規定に定めるところにより臨時に評価した線量の結果を、その都度本人に通知する。
- ### 3) 被ばくに対する措置
- ①線量評価に異常を認めたときは、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講ずる。調査の結果及び被ばく防止の措置を関係部署に報告及び通知する。
 - ②放射線業務従事者の線量が線量限度を超えたとき又は超えるおそれがあると認めたときは、放射線作業の制限等の措置を講ずるとともに、その結果を関係部署に報告する。

(3) 環境監視

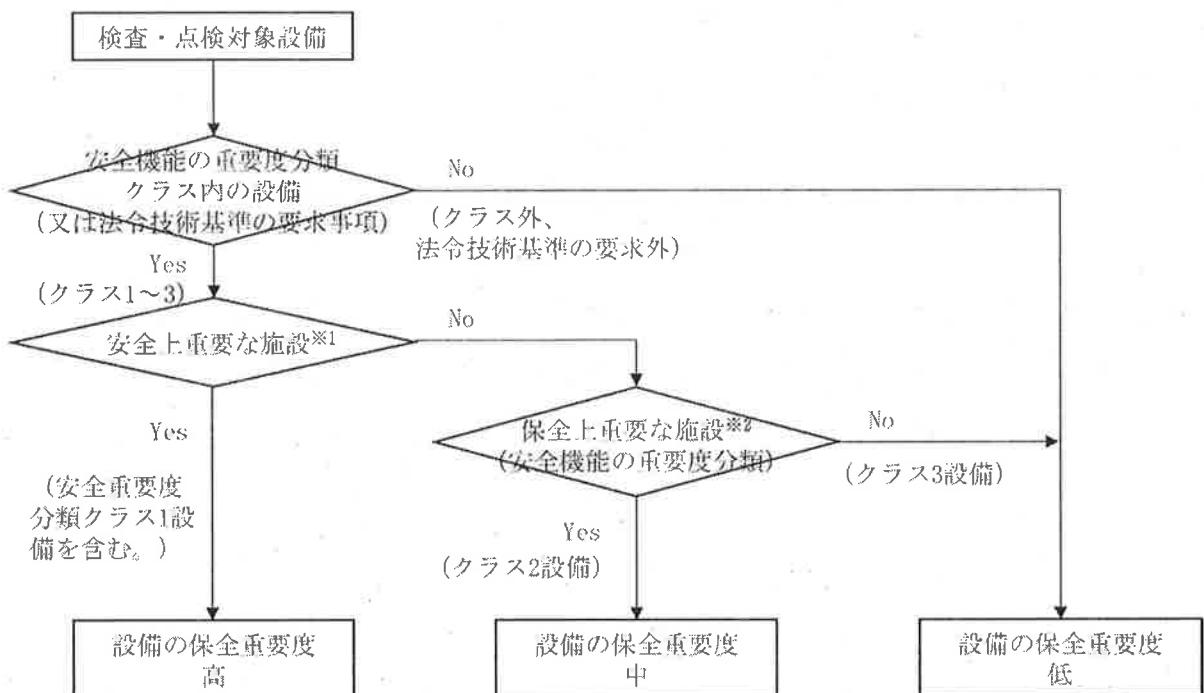
- ①周辺監視区域外における実効線量限度、等価線量限度及び気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の線量目標値は保安規定に定める。
- ②周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、測定を行い評価する。
- ③②の測定結果について、異常を認めた場合は原因の調査等の措置を講ずる。その原因が施設に起因する事象の場合はその施設の関係部署等に通知する。

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

HTTR 原子炉施設の保全は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「保全文書の策定等に関するガイド（保全文書ガイド）」に従い、設備系統（安全機能（クラス 1～3）を発揮するために構成される設備機器の単位）を、設備機器に求める信頼性に応じて「高」「中」「低」の 3 段階の保全重要度に分類して行う。分類に際しては、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性や保守性等を考慮する。

なお、本申請において使用前確認を受けようとする対象設備のうち、施設管理の重要度が高い機器である保全重要度「高」で工事を伴うものはない。

保全重要度分類フローを図 3.1 に、各設備・機器の重要度クラス一覧を表 3.1～表 3.3 に示す。



(分類に係る注記)

上記フローによる分類を基本とするが、施設ごとに、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性（取扱物の危険性等）及び保守性（運転保守経験、施設操業性、部品供給性等）、施設の状況（廃止措置、廃棄物埋設等の移行段階を含む。）等を勘案して決定する。

※1：安全上重要な施設を有しない試験研究炉においても、重たる安全機能のうち、臨界制御の重要性の観点から「止める」に関する設備は保全重要度「高」とする。（試験研究炉のグレーデッドアプローチの考え方より）

※2：「保全上重要な施設」として選定する設備は、主たる安全機能のうち、従前から施設定期検査・施設定期自主検査の対象として高い信頼性が求められている「冷やす・閉じ込める（遮蔽を含む。）」とそれを支援する非常用電源設備のほか「監視・警報」（原子炉の運転制御（プロセス計装、インターロック等）、臨界防止、放射線監視（排気筒モニタ及びエリア放管モニタに限る。））に該当する設備とする。なお、安全機能の重要度分類がクラス3であっても、「保全上重要な施設」の選定を優先する。

図 3.1 保全重要度分類フロー

表 3.1 各設備・機器の重要度クラス一覧
【設工認（第1回申請）】

認可番号：原規規発第 2010269 号

編	施設区分	設備名称等 (「」鉤括弧内は評価内容)	保全 重要度	安全機能 の重要度	耐震 重要度
第1編	・放射線管理施設	固定モニタリング設備	低	MS-3	C, -
		サーベイメータ	低	MS-3	-
第2編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	安全避難通路等	低	MS-3	B
		避難用照明	低	MS-3	C
		設計基準事故が発生した場合に用い る照明	低	MS-3	C
第3編	・核燃料物質の取扱施 設及び貯蔵施設	原子炉建家内	中	PS-3	C
		使用済燃料貯蔵設備の警報回路			
		使用済燃料貯蔵建家内	中	PS-3	C
		使用済燃料貯蔵設備の警報回路			

表 3.2 各設備・機器の重要度クラスター一覧
【設工認（第2回申請）】

認可番号：原規規発第 2009096 号

編	施設区分	設備名称等 (「」括弧内は評価内容)	保全 重要度	安全機能 の重要度	耐震 重要度
第1編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	防火帯	低	—	—
第2編	・放射性廃棄物の廃棄 施設	排気筒 (「外部火災に対する健全性評価」)	中	PS-2	B
	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	補機冷却水設備 冷却塔 (「外部火災に対する健全性評価」)	低	—	B
		一般冷却水設備 冷却塔 (「外部火災に対する健全性評価」)	低	—	C
		原子炉建家 (「外部火災に対する健全性評価」)	低	—	B
		使用済燃料貯蔵建家 (「外部火災に対する健全性評価」)	低	—	B
第3編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	原子炉建家 (「火山及び竜巻に対する健全性評価」)	低	—	B
		使用済燃料貯蔵建家 (「火山及び竜巻に対する健全性評価」)	低	—	B
第4編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	避雷針	低	—	—
第5編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	火災対策機器 (詳細は以下のとおり)	—	—	—
		・ケーブルトレイ障壁材	低	—	—
		・原子炉格納容器内の火災感知器 (煙感知器、熱感知器、煙感知器・ 熱感知器表示盤)	低	—	C
		・火災防護対象機器に係るケーブル	低	—	—
		・火災防護対象機器	高、中	PS-1, 2 MS-1, 2	S, B
		・発火性物質及び引火性物質を 内包する機器	中、低	—	B, C
		・過電流継電器等の保護装置	低	—	—
		・電気設備室系換気空調装置	低	—	C

編	施設区分	設備名称等 (「」鉤括弧内は評価内容)	保全 重要度	安全機能 の重要度	耐震 重要度
		・水素ガス滯留防止用 可搬型プロア及び防爆型ダクト	低	—	—
		・火災感知設備（原子炉建家（原子炉 格納容器内を除く。）及び冷却塔並 びに使用済燃料貯蔵建家） 火災防護対象機器に係るケーブル	低	—	C
		・消火器	低	—	—
		・屋内消火栓	低	PS-3	C
		・二酸化炭素消火設備	低	PS-3	C
		・屋外消火栓	低	PS-3	C
		・火災区域、火災区画	低	—	B
		・ケーブルトレイ	低	—	C
		・潤滑油内包機器	低	—	B, C
		・排煙設備	低	—	C
第 6 編	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	・非常用発電機燃料地下タンク 排気用ベント管	低	—	C
		・キャビネット	低	—	—
		全交流動力電源喪失時の対応機器 (可搬型計器・可搬型発電機等)	低	—	—

表 3.3 各設備・機器の重要度クラスター覧
【設工認（第3回申請）】

認可番号：原規規発第 2010191 号

編	施設区分	設備名称等 (「」鉤括弧内は評価内容)	保全 重要度	安全機能 の重要度	耐震 重要度
一	・その他試験研究用等 原子炉の附属施設	通信連絡設備等 (詳細は以下のとおり)	—	—	—
		・構内一斉放送設備	低	MS-3	C
		・非常用放送設備 (HTTR)	低	MS-3	C
		・送受話器 (ページング)	低	MS-3	C
		・大洗研究所外 通信連絡設備	低	MS-3	—
		・大洗研究所内 通信連絡設備	低	MS-3	—